

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) フレスポ西風新都
 - (2) 所在地 広島市安佐南区伴南四丁目8010番6外
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和リース株式会社
代表取締役 森田 俊作
大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	
生活協同組合 ひろしま	代表理事 林 辰也	広島市西区草津港二丁目8番 42号
未定	—	—

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,374平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
228台
 - (2) 駐輪場の収容台数
255台
 - (3) 荷さばき施設の面積
308平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
47立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前8時
イ 閉店時刻 午後12時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成21年6月30日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局経済企画課
 - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政振興課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成21年7月1日から平成21年11月2日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成21年8月6日は除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成21年11月2日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済企画課

~~~~~

## 広島市告示第285号

平成21年7月1日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

# 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区伴東一丁目の8709番1, 8709番2, 8710番1, 8710番4, 8710番5, 8710番6, 8710番7及び8710番8

# 2 開発面積

2,496.58㎡

# 3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区横川三丁目8番6号

株式会社 信和不動産 代表取締役 和田 正男

# 4 検査済証交付年月日

平成21年7月1日

~~~~~

広島市告示第286号

平成21年7月1日

広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）第1条の2第2項第11号の規定に基づき、平成16年広島市告示第244号の一部を次のように改正し、平成21年7月1日から適用する。

広島市長 秋 葉 忠 利

本文前段中「広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）第1条の2第2項第10号の規定により、市長が取り扱う市税

等」を「広島市市税規則（昭和43年広島市規則第55号）第1条の2第2項第11号に規定の規定により、市長が取り扱う市税等」に改める。

第6項中「又は平成20年度高額事案者」を「、平成20年度高額事案者又は平成21年度高額事案者」に改め、同項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 平成21年度高額事案者（平成21年6月1日現在における市税の滞納金額の各区の合計額が200万円以上である者のうち、平成16年度高額事案者、平成17年度高額事案者、平成18年度高額事案者、平成19年度高額事案者又は平成20年度高額事案者を除いたものをいう。以下同じ。）に係る市税等又は市税に係る過料の滞納整理等で、同日以後から当該滞納整理等の終了後に初めて到来する返還判定日までの間にあるもの

広島市告示第287号

平成21年7月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を下記のとおり行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

【指定期間】

平成21年7月1日から平成27年6月30日まで

医療機関名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
さとう脳神経外科クリニック	734-0005	広島市南区翠二丁目5-6	082-254-3211
野島内科医院	734-0023	広島市南区東雲本町一丁目12-3	082-282-5517
医療法人はまだ小児クリニック	733-0812	広島市西区己斐本町一丁目25-8	082-507-1500
つじ心療内科	731-0112	広島市安佐南区東原一丁目1-2 シーブリーズ7番館2F	082-850-3055
あおぞら薬局 不動院前店	732-0068	広島市東区牛田新町三丁目3-7	082-502-1020
オズ薬局翠町店	734-0005	広島市南区翠二丁目5-8	082-256-2811
住田薬局	733-0812	広島市西区己斐本町一丁目25-10	082-271-3032
西原にんじん薬局	731-0113	広島市安佐南区西原四丁目11-20	082-832-5517

有限会社ジェイ・ウィル さくら薬局 楽々園店	731-5136	広島市佐伯区楽々園 三丁目4-7	082-942-5678
------------------------------	----------	---------------------	--------------

広島市告示第288号

平成21年7月1日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 供用を開始する年月日
平成21年7月1日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
佐伯区湯来町大字白砂の一部	鹿ノ道 農業集落排水処理施設

広島市告示第289号

平成21年7月1日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年1月1日以後に支出された当該寄附金について、同条の規定を適用する。

広島市長 秋 葉 忠 利

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
社会福祉法人燈心会	広島市西区三滝本町二丁目1番1-27号

広島市告示第290号

平成21年7月1日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年4月1日以後に支出された当該寄附金について、同条の規定を適用する。

広島市長 秋 葉 忠 利

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
-----------	---------------

公益財団法人ひろしま文化振興財団

広島市中区大手町一丁目5番3号

広島市告示第291号

平成21年7月1日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成21年7月1日から同月15日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

整理番号	路線名	起 点
		終 点
16217	東 5 区 146号線	東区若草町地先
		東区若草町1109番地地先
16218	東 5 区 149号線	東区若草町1183番地37地先
		東区若草町1183番地35地先
16219	安佐南3区 317号線	安佐南区山本七丁目574番地1地先
		安佐南区山本町字権現甲1239番地地先
16220	安佐南4区 67号線	安佐南区沼田町大字吉山字大原郷719番地地先
		安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ田3219番地1地先
16221	安佐南4区 71号線	安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ田2981番地地先
		安佐南区沼田町大字吉山字所近流丙3255番地地先
16222	安芸1区 108号線	安芸区中野三丁目1489番地5地先
		安芸区中野東三丁目6333番地1地先

広島市告示第292号

平成21年7月1日

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成21年7月1日から同月15日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

整理番号	路線名	起 点
		終 点
16223	東 1 区 516号線	東区馬木町字釜ノ上924番地27地先
		東区馬木町字大原746番地1地先
16224	東 1 区 517号線	東区馬木七丁目667番地20地先
		東区馬木七丁目667番地58地先
16225	東 1 区 518号線	東区馬木七丁目667番地18地先
		東区馬木七丁目667番地40地先
16226	東 2 区 267号線	東区戸坂山根二丁目1208番地1地先
		東区戸坂山根二丁目1222番地3地先
16227	東 4 区 298号線	東区牛田新町三丁目182番地3地先
		東区牛田新町三丁目182番地6地先
16228	東 4 区 299号線	東区牛田新町四丁目211番地11地先
		東区牛田新町三丁目210番地6地先
16229	東 4 区 300号線	東区牛田新町三丁目211番地43地先
		東区牛田新町三丁目211番地47地先
16230	東 5 区 146号線	東区若草町1704番地地先
		東区若草町1704番地地先
16231	安佐南1区 500号線	安佐南区川内三丁目729番地8地先
		安佐南区川内三丁目729番地10地先

16232	安佐南3区 317号線	安佐南区山本七丁目574番地 1地先
		安佐南区山本七丁目467番地 44地先
16233	安佐南3区 781号線	安佐南区西原八丁目327番地 7地先
		安佐南区西原八丁目321番地 4地先
16234	安佐南3区 782号線	安佐南区祇園一丁目61番地4 地先
		安佐南区祇園一丁目61番地 12地先
16235	安佐南3区 783号線	安佐南区祇園六丁目453番地 10地先
		安佐南区祇園六丁目453番地 5地先
16236	安佐南3区 784号線	安佐南区長束五丁目1455番 地8地先
		安佐南区長束五丁目1456番 地5地先
16237	安佐南3区 785号線	安佐南区長束五丁目1455番 地11地先
		安佐南区長束五丁目1455番 地14地先
16238	安佐南3区 786号線	安佐南区山本九丁目802番地 4地先
		安佐南区山本九丁目776番地 8地先
16239	安佐南3区 787号線	安佐南区山本新町五丁目528 番地1地先
		安佐南区山本新町五丁目522 番地1地先
16240	安佐南3区 788号線	安佐南区山本新町五丁目537 番地9地先
		安佐南区山本新町五丁目522 番地1地先
16241	安佐南3区 789号線	安佐南区山本新町五丁目537 番地1地先
		安佐南区山本新町五丁目534 番地18地先

16242	安佐南3区 790号線	安佐南区山本新町五丁目528 番地20地先
		安佐南区山本新町五丁目537 番地10地先
16243	安佐南3区 791号線	安佐南区山本新町五丁目529 番地20地先
		安佐南区山本新町五丁目536 番地10地先
16244	安佐南3区 792号線	安佐南区山本新町五丁目530 番地20地先
		安佐南区山本新町五丁目535 番地10地先
16245	安佐南3区 793号線	安佐南区山本新町五丁目531 番地20地先
		安佐南区山本新町五丁目534 番地17地先
16246	安佐南3区 794号線	安佐南区山本新町五丁目533 番地1地先
		安佐南区山本町字方置山 1239番地1地先
16247	安佐南4区 67号線	安佐南区沼田町大字吉山字大原 郷719番地1地先
		安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ 田2995番地1地先
16248	安佐南4区 71号線	安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ 田2969番地1地先
		安佐南区沼田町大字吉山字所近 流丙3255番地地先
16249	安佐南4区 790号線	安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ 田2972番地1地先
		安佐南区沼田町大字吉山字岡ノ 田3035番地地先
16250	安佐北2区 1095号線	安佐北区小河原町字郷130番 地1地先
		安佐北区小河原町字郷129番 地2地先
16251	安佐北3区 908号線	安佐北区可部八丁目412番地 8地先
		安佐北区可部八丁目408番地 4地先

16252	安佐北3区 909号線	安佐北区可部八丁目408番地 2地先
		安佐北区可部八丁目408番地 2地先
16253	安佐北3区 910号線	安佐北区亀山三丁目1214番 地20地先
		安佐北区亀山三丁目1214番 地15地先
16254	安芸1区 108号線	安芸区中野三丁目1486番地 1地先
		安芸区中野三丁目1488番地 5地先
16255	安芸1区 638号線	安芸区中野四丁目2734番地 8地先
		安芸区中野四丁目2732番地 地先
16256	佐伯2区 454号線	佐伯区利松三丁目593番地8 地先
		佐伯区利松三丁目593番地 20地先
16257	佐伯4区 543号線	佐伯区五日市中央五丁目 2421番地16地先
		佐伯区五日市中央五丁目 2421番地20地先

広島市告示第293号

平成21年7月1日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成21年7月1日から同月15日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

道路 の種類	路線名	敷地の幅員	敷地の延長
市道	東1区 516号線	9.70メートル 30.20	723.00メートル
市道	東1区 517号線	4.11メートル 8.48	33.15メートル

市道	東1区 518号線	4.21メートル 8.60	32.28メートル
市道	東2区 267号線	6.00メートル 28.00	136.59メートル
市道	東4区 298号線	4.50メートル 8.00	37.80メートル
市道	東4区 299号線	4.13メートル 9.70	174.05メートル
市道	東4区 300号線	4.15メートル 7.37	25.00メートル
市道	東5区 146号線	12.00メートル 22.92	154.58メートル
市道	安佐南1区 500号線	4.20メートル 9.30	24.00メートル
市道	安佐南3区 317号線	2.20メートル 10.14	707.30メートル
市道	安佐南3区 781号線	6.01メートル 14.62	71.56メートル
市道	安佐南3区 782号線	6.00メートル 11.26	141.08メートル
市道	安佐南3区 783号線	4.00メートル 6.20	55.00メートル
市道	安佐南3区 784号線	4.00メートル 7.70	113.00メートル
市道	安佐南3区 785号線	4.20メートル 8.71	29.10メートル
市道	安佐南3区 786号線	4.40メートル 10.00	166.65メートル

市道	安佐南3区 787号線	メートル 6.00 9.85	メートル 221.75
市道	安佐南3区 788号線	メートル 6.00 13.13	メートル 416.05
市道	安佐南3区 789号線	メートル 6.00 13.64	メートル 145.98
市道	安佐南3区 790号線	メートル 6.00 13.17	メートル 239.49
市道	安佐南3区 791号線	メートル 6.00 13.16	メートル 239.51
市道	安佐南3区 792号線	メートル 6.00 13.14	メートル 239.53
市道	安佐南3区 793号線	メートル 6.00 12.93	メートル 150.00
市道	安佐南3区 794号線	メートル 2.20 14.72	メートル 599.50
市道	安佐南4区 67号線	メートル 2.80 14.70	メートル 696.20
市道	安佐南4区 71号線	メートル 4.00 6.00	メートル 71.40
市道	安佐南4区 790号線	メートル 4.80 11.99	メートル 70.00
市道	安佐北2区 1095号線	メートル 4.50 8.28	メートル 36.95
市道	安佐北3区 908号線	メートル 4.20 11.70	メートル 63.00
市道	安佐北3区 909号線	メートル 4.20 7.00	メートル 23.00

市道	安佐北3区 910号線	メートル 5.00 10.20	メートル 54.30
市道	安芸1区 108号線	メートル 5.40 15.00	メートル 43.00
市道	安芸1区 638号線	メートル 4.00 10.60	メートル 56.50
市道	佐伯2区 454号線	メートル 5.00 11.01	メートル 93.15
市道	佐伯4区 543号線	メートル 5.00 9.40	メートル 34.40

~~~~~

広島市告示第294号

平成21年7月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成21年7月1日から同月15日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名          | 供用開始区間             | 供用開始の期日       |
|-------|--------------|--------------------|---------------|
| 市道    | 東1区<br>516号線 | 東区馬木町字釜ノ上924番地27地先 | 平成21年<br>7月1日 |
|       |              | 東区馬木町字大原746番地1地先   |               |
| 市道    | 東1区<br>517号線 | 東区馬木七丁目667番地20地先   | 平成21年<br>7月1日 |
|       |              | 東区馬木七丁目667番地58地先   |               |
| 市道    | 東1区<br>518号線 | 東区馬木七丁目667番地18地先   | 平成21年<br>7月1日 |
|       |              | 東区馬木七丁目667番地40地先   |               |
| 市道    | 東2区<br>267号線 | 東区戸坂山根二丁目1208番地1地先 | 平成21年<br>7月1日 |
|       |              | 東区戸坂山根二丁目1222番地3地先 |               |